江田島市パブリックコメント意見提出様式

氏　名（又は名称）	胡子 雅信				
住　所（又は所在地）	江田島市大柿町大原 5563 番地 4				
電　話　番　号	0823-57-2184	年齢	45	性別	男
意見提出者の区分 ※該当する番号に〇を付してください。	①市内に住所を有する方 2 市内の学校に在学している方 3 市内の事業所等に勤務している方 4 当該案件に利害関係を有している方（法人その他団体含む） 〔利害関係の内容:　　〕				

※上の枠内は，必ず記入してください。
※ご記入いただく個人情報（住所，氏名，電話番号等）につきましては，今回募集する意見を確認する必要がある場合のみ利用させていただきます。
※意見募集結果の公表の際は，上の枠内の内容は公表しません。

ご意見記入欄

件名:	「江田島市地域公共交通網形成計画」（素案）

P3　「島しょ部特有の地形から～」
江田島市特有の地形等を追記できないか。「Y の字」であり、集落が点在している。

P4　2人口の現状・将来展望
2015 年（平成 27）国勢調査では速報値（人口 24,351 人）が 1 月に出されました。（詳報（平成 28 年 10 月頃公開予定）
年齢 3 区分人口分布表に、H27 国勢調査期間に近い 9 月末現在の年齢別人口（住民基本台帳）を追記してはどうか。また、将来人口の推移にも H27 年 9 月末（日本人 24,567 人、外国人市民を含めると 25,168 人）の数値を追記してはどうか。（人口が外国人市民を含んでいるか否かの表記が必要。）

P5（1）各種機能分布
可能であれば、地図上の施設に番号を振って、右欄に①江田島市役所などの名称を列記できないか。

P6（1）第 2 次江田島市総合計画
総合計画の基本計画「第 3 節　生活交通の確保」のページを掲載してはどうか。（1 ページ追加になる）

P7（2）江田島市人口ビジョン・江田島市総合戦略
・総合戦略 P3 の（6）人口計画（P3）にある「人口ビジョンにおける将来展望を踏まえ，総合計画との整合性に配慮する観点から，平成 31 年度の目標人口を 24,000 人とします。」を追記すべき。

P10 （4）江田島市庁舎整備ガイドライン

庁舎等（本庁、支所）の位置を示す地図を挿入できないか。

P11 （1）旅客船（高速船）・フェリー

・「燃料の高騰に伴う経費の増大」という記述があります。直近では原油価格の大幅な下落もあり、「燃料の高騰」という表現はピンとこないのではないか。直近 10 年間の燃料価格の推移表（A 重油と軽油）若しくはグラフを提示すると理解しやすい。

下図は参考までに民間海運会社の内航燃料油価格推移表（C 重油）。尚、江田島市を起点とした海上交通の燃料はフェリーが A 重油、高速船が軽油。

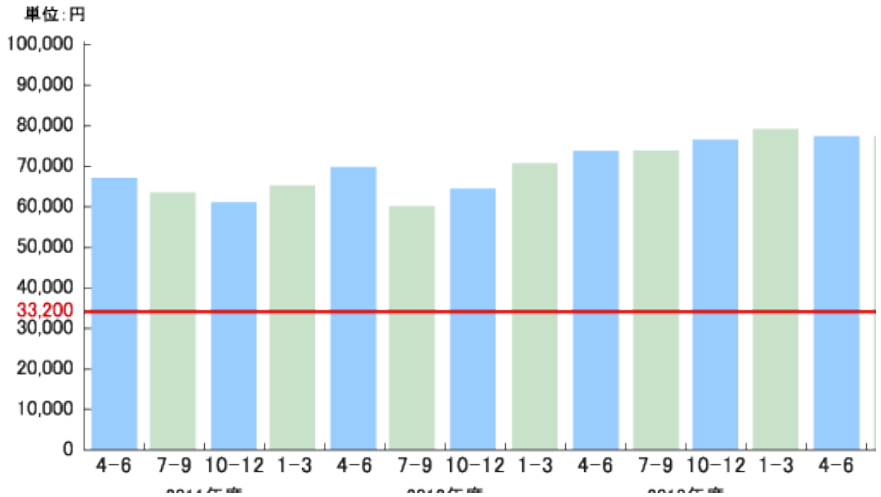

・「江田島市地域公共交通総合連携計画」P6 にある表をアップデートして掲載できないか検討ください。

番号	船種	航路	運航主体	便数（往復）	運航距離（km）	所要時間（分）	運航時間帯	旅客運賃（円）
①	フェリー	切串西沖～宇品	上村汽船㈱ ㈱ファーストビーチ	平土）31.0 日祝）30.0	8.0	25~30	平土）6:20~21:55 日祝）6:20~21:10	450
②		切串吹越～天応	一真海運㈱	20.0	2.6	12	5:45~21:19	280
③		小用～呉中央	㈱ファーストビーチ	12.0	6.1	18~20	6:27~19:20	380
④		中町～高田～宇品	江田島市企業局	6.0	15.9	47~50	6:43~20:05	620
⑤		三高～大須～宇品	芸備商船㈱	16.0	12.6	35~40	6:10~21:40	620（三高～宇品） 500（大須～宇品）
⑥	高速船	小用～切串西沖～宇品	㈱ファーストビーチ	平日）20.0 土日祝）19.0	13.5	21~28	平日）6:20~22:53 土日祝）6:50~22:53	1030（小用～宇品） 900（切串西沖～宇品）
⑦		小用～呉中央	㈱ファーストビーチ	平土）14.0 日祝）11.0	6.1	10~13	平土）5:56~22:52 日祝）7:09~22:52	530
⑧		中町～高田～宇品	江田島市企業局	平土）20.0 日祝）19.0	15.9	25~31	平土）6:27~23:17 日祝）6:27~22:25	1030
⑨	旅客船	秋月～呉中央	大昭汽船㈱	平日）14.0 土）10.0 日祝）8.0	6.4	13	平日）6:40~20:53 土）6:40~20:53 日祝）7:30~20:13	420

※平成 22 年 1 月現在

図 6　航路の状況

P12 航路図

航路図に P11 の番号①～⑧を付記してください。

P13 海上交通の維持・確保に関する取組

市営船を「公設民営化（指定管理者制度）」したのは記述どおり「民間事業者のノウハウやアイデアを導入することで持続可能な航路の維持・確保」が目的です。市民に公設民営化で航路収支が向上したことを示すべきと考えます。（説明責任）直近 3 ヵ年度の市営船事業の運航収支及び 10 月～12 月の指定管理者の中町／宇品航路収支を掲載することはできないか。

第 3 次行財政改革大綱では、「公設民営化される交通船事業についてはモニタリングを実施し、その内容を公表」するとあり、また、第 3 次行財政改革実施計画では「平成 27 年度よりモニタリングの実施」とある。指定管理業務にかかる収支状況はモニタリング制度における施設管理運営事業評価の重要な要素であり、市民に公表することが求められます。（収支がよければ市民も安心します。）

下の表は江田島市地域公共交通総合連携計画 P8 から。

表 1 江田島市交通船事業の決算状況（平成 17 年度～平成 20 年度）

項目			金額（千円）			
			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
汽船事業収益	営業収益	運航収益	589, 337	580, 918	579, 450	533, 799
		その他の営業収益	17, 387	16, 448	13, 371	16, 769
	営業外収益	利息および配当金	4, 855	7, 832	1, 021	10, 669
		その他の営業外収入	1, 020	855	100, 955 （うち補助金 100, 000）	90, 785 （うち補助金 90, 000）
	特別利益		0	0	0	59, 119
合計			**612, 599**	**606, 053**	**694, 797**	**711, 142**
汽船事業費用	営業費用	運航費	670, 723	707, 620	712, 745	665, 942
		業務費	33, 355	33, 987	34, 285	34, 694
	営業外費用	利息および保険費用	8, 580	6, 904	5, 212	4, 478
		雑支出	10	19	4, 823	4, 303
合計			**712, 668**	**748, 530**	**757, 065**	**709, 417**
汽船事業収支			**−100, 069**	**−142, 477**	**−62, 268**	**1, 725**
汽船事業収支（補助金と特別利益を除いた場合）			**−100, 069**	**−142, 477**	**−162, 268**	**−147, 394**
当年度未処理欠損金			**127, 036**	**269, 513**	**331, 781**	**330, 056**

資料：江田島市

P14 （2）路線バス・おれんじ号

「おれんじ号」がどういうものか全市的に認識されていないと思われます。 バス路線の空白地帯を埋める形で、予約を必要とする定時定路線の乗合タクシー（定期便）であり、福祉タクシーではないことの注釈が必要ではないか。運行図ですが、路線が重なり合って分かりにくいので工夫ができないか。

P16 路線バスとおれんじ号の利用者数の推移

棒グラフより表の方が分かりやすいと思う。また、通学利用者数も別に表記すると分かりやすい。

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
路線バス利用者数 （うち通学利用者数）	635, 837 （○○○）	586, 910 （○○○）	588, 046 （○○○）	631, 805 （○○○）	764, 465 （○○○）	728, 494 （○○○）
おれんじ号利用者数	サービス無し	354	1, 460	9, 038	9, 135	8, 698

※おれんじ号は平成 22 年 10 月 1 日から社会実験を開始。

P17 （3）タクシー

タクシー営業所の配置図および 5km 半径圏が見づらい（特に事業者名）ので配色の工夫が必要。また、各社の保有台数が分かれば付記してはどうか。小用港、中町港、第 1 術科学校付近等のタクシー待機場所も参考として記入してみてはどうか。

P18 （4）その他の移動手段

スクールバスの路線毎の利用人数を下記の例のように表を付けてはどうか。

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
①切串小ルート・・・	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
②江田島小ルート・・・	△△△	△△△	△△△	△△△	△△△	△△△

若しくは、主要施策の成果に関する報告書にある下表（平成 26 年度決算）を加工して参考資料として付してはどうか。

学校統合などが行われた小中学校の児童生徒に対し，通学のためスクールバスの運行や路線バスの定期代の補助を行った。

平成 26 年 4 月，高田小学校が中町小学校へ統合され新たな路線の運行を行い，通学に伴う児童生徒の負担軽減と登下校時の安全面の確保に努めた。

学校名	区間	補助開始年	通学手段	対象児童・生徒数	定期代補助額又はバス運行委託料	国県補助金額（円）
切串小学校	大須～切串小	H18	スクールバス	13	3,298,709	
江田島小学校	江南～江田島小	S44	路線バス	73	5,107,000	国：86,000
	秋月～江田島小	H18	路線バス	11		県：39,000
	小用～江田島小	H19	路線バス	43		
	津久茂～江田島小	H19	スクールバス	17	11,670,696	
	宮ノ原～江田島小	H19	スクールバス	42		
	大原官舎～江田島小	H19	スクールバス	30		
中町小学校	高田～中町小	H26	スクールバス	25	2,803,639	
鹿川小学校	沖～鹿川小	H19	路線バス・スクールバス	22	2,223,904	
三高小学校	美能～三高小	H21	路線バス	6	194,360	
大古小学校	深江～大古小	H12	路線バス・スクールバス	11	953,461	
	大君～大古小	H21	路線バス・スクールバス	23		
小学校計				316	26,251,769	125,000
江田島中学校	小用地区以外～小用	H20	路線バス	99	5,970,120	
	大須・切串～江田島中	H20	スクールバス	37	5,285,016	
能美中学校	沖～能美中	H18	路線バス・スクールバス	7	2,189,925	
	鹿川～能美中	H21	路線バス	14	563,860	
三高中学校	美能～三高中	H17	路線バス	2	88,120	
大柿中学校	外海・飛渡瀬・大君～大柿中	H21	路線バス	5	186,600	
中学校計				164	14,283,641	
合計				480	40,535,410	125,000
（スクールバス運行委託事業費）				193	27,540,000	
（定期券補助金額）				287	12,995,410	

P19 （5）行政負担の状況

・棒グラフよりも下記の例のように表のほうが分かりやすいのでは。

	H16	H17			H25	H26
路線バス運行補助金（1 種 2 種 3 種合計）	xxxxx	xxxxx			xxxxx	xxxxx
交通船事業会計繰出金	xxxxx	xxxxx			xxxxx	xxxxx
生活航路（三高～宇品）	xxxxx	xxxxx			xxxxx	xxxxx
おれんじ号運行委託費	xxxxx	xxxxx			xxxxx	xxxxx
合計	xxxxx	xxxxx			xxxxx	xxxxx

・路線バスの補助金、第 1 種などの補足説明を注記してください。（総合連携計画 P15）
・路線バス及びおれんじ号の系統（路線）別損益の表（参考：地域公共交通総合連携計画 P13）も掲載すべきでは。（公共交通を維持するために行政負担をせざるを得ない具体的数値が示せる。）

P20　2観光の現状
　総観光客数は市内観光客と市外観光客（入込観光客）の合算であり、定義を説明しておかないと混乱します。参考までに市外・市内を分けたブラフ。また、広島県の総観光客数も県内・県外で色分けしてはどうか。

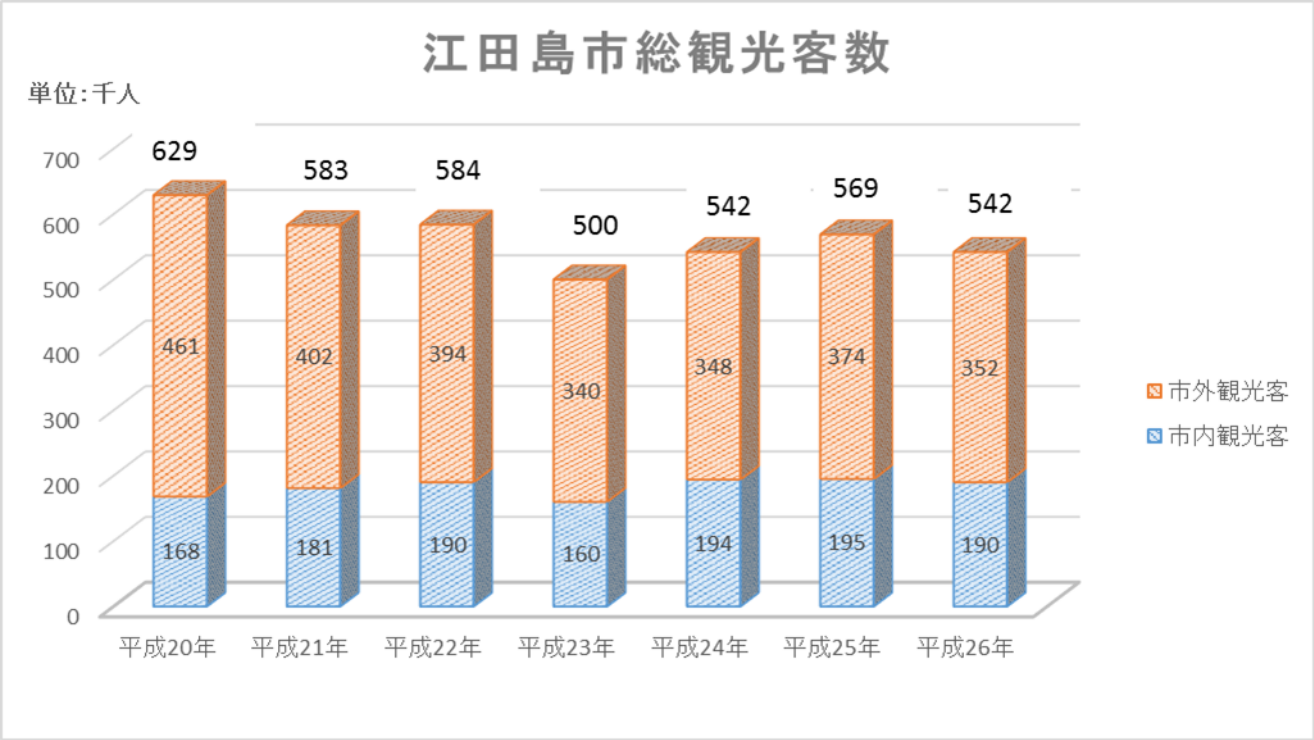

P21　市内の観光スポット
追記するか、表記を変えるかは事務局等で検討してください。江田島町・能美町・沖美町にも追記するものがあるかもしれません。
【大柿町】
・大柿自然環境体験学習交流図書館　→　さとうみ科学館
・大原八幡宮　→新宮八幡宮
・島の駅　豆ヶ島（飛渡瀬）・・・追記
・深江地区オリーブ園・・・追記（見学できるのであれば）

P22　3江田島市地域公共交通総合連携計画（前計画）のふりかえり
・計画期間を付記　→平成 22 年から平成 26 年の 5 カ年計画
・客観的評価とあるが、公共交通協議会で結論付けた評価ということでよいか。それとも第三者機関（例えば、今回のコンサルタント会社）が評価したものか。
・【施策】全般について、計画事業を実施したものについて「効果」の記述がない。
・施策3　客観的評価の欄に「交通空白不便地域の移動手段を確保するために「おれんじ号」を運行」のよう

な文言を記載してはどうか。

P23　3江田島市地域公共交通総合連携計画（前計画）のふりかえり
・施策4　計画していた事業が実施されない理由が記載されていない。
・施策5　IC カードの導入において、「PASPY」の費用負担がどの程度か記入してはどうか。（具体性が必要）

P24 （1）路線網・交通結節点
　江田島市交通計画（平成 19 年 3 月策定）、江田島市地域公共交通総合連携計画（平成 22 年 3 月）にも同様の課題が掲げられており、この度の地域公共交通網形成計画が絵に描いた餅にならないようしっかりと実施計画を練って実行していく必要があります。

P25　第 5 章江田島市の必要な地域公共交通の形成
（前書き部分）
・「地方（江田島市）の創生の要のひとつでもあります」とあるが、江田島市としての「地方創生」の定義を付すべき。識者によって「地方創生」の定義は異なり、調べる限り、国も明確な定義づけはしていない。識者の定義を参考までに例示します。
①地域が持続していくこと
②地域を維持するために、地域が自ら課題に気付き解決すること
③地域を維持するために人口減少を食い止めること
④雇用や産業、人口が保たれること

※この計画を策定している現時点では「地方創生」は安倍内閣が進める「まち・ひと・しごと創生法」に基づく施策であると市民の皆さんも分かります。しかし、10 年後、20 年後には「地方創生」の施策根拠等が何であったのか忘れてしまいかねないので、「地方創生」政策について補則説明が必要。この計画が作られた背景を書き込むべき。
　1988 年（昭和 63）から 1989 年（平成 1）に実施された国における政策事業で、竹下登首相（当時）が発案した公共事業である「ふるさと創生事業」を知っている人は少なくなりました。
・ハードとソフトを織り交ぜた「近代的な」→「地域の実情にあった」がよいのでは。

P25 （1）地域公共交通網等の定義
①地域公共交通網
・「運行及び運航される航路、路線バス、おれんじ号、タクシー」
　細かいことですが、運行・運航の順では、「路線バス、おれんじ号、タクシー、航路」となるので、「運航される航路および運行される路線バス、おれんじ号、タクシー」のように表記しては。

P25 （2）地域公共交通網の果たすべき役割
　一読して分かりづらかったので以下の通り加筆・修正したので検討してみて下さい。
【地域公共交通網は、市民、特に児童・生徒や高齢者等に代表される移動制約者の通勤、通学、通院、買

物などの日常生活の自立的移動に必要な社会基盤です。市民が生活していくのに最低限必要なサービス水準（シビル・ミニマム）を確保しつつ、より満足度の高いまちづくりに寄与するサービスの提供を図ります。
　また、地域公共交通網の充実は、市民だけでなく、来訪者にとっても移動手段の確保など交流人口の増加にも寄与するものです。江田島市は観光地としても大きなポテンシャルを持っており、ビジネスや観光などを目的とする来訪者に対して主要施設や観光地への効果的・効率的な移動手段の提供を図ります。】

P26 （4）計画の期間
　平成 28 年度から 5 年間　→平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間

P27 2地域公共交通網形成にあたっての基本方針
＜総論＞
【スローガンについて】
・「公共交通ネットワークをつくります」→「最適な公共交通ネットワークをつくります」
→現にある陸上・海上交通を市民ニーズにあった（市民満足度の向上を目的とした）ネットワークをつくる計画であり、「最適」という文言を付け加えてはどうか。
【文章について】
・「江田島市及び周辺隣市に運行及び運航している公共交通について、必要な改善を行います。」
→「江田島市内を運行する陸上交通及び周辺隣市と繋ぐ海上交通などの公共交通について、必要な改善を行い、最適な公共交通ネットワークを構築します。」としてはどうか。
・「この公共交通ネットワークの推進及び管理については、地域公共交通活性化及び再生法改正のなかで、地方自治体（江田島市）がリーダーシップを発揮しつつ、江田島市公共交通協議会のガバナンスの下、事業者、住民などの多様な主体が協働で取り組みを進めることにより、地域の「まとまり」と「つながり」を守る公共交通ネットワークをつくり、より生活しやすく市民の満足度の高いまちづくりへの貢献を図ります。」
→「この公共交通ネットワーク構築の推進及び管理については、活性化再生法の改正（平成 26 年 11 月）により、地方自治体（江田島市）が中心となって、事業者、住民などの多様な主体で構成する江田島市公共交通協議会が担います。地域の「まとまり」と「つながり」を守る最適な公共交通ネットワークをつくり、より生活しやすい市民満足度の高いまちづくりへの貢献を図ります。」としてはどうか。

P30 1．施策の体系図と事業の実施スケジュール
「計画の目標」の左欄の項目に番号を振ってはどうか。（P31 からの記述に合わせる。）
（1）まちづくりと連携した効果的・効率的な公共交通体系の構築
（2）公共交通の安心感と利便性を高める利用環境の整備
（3）地域との協働による公共交通の確保・維持・改善

P31 事業①海上交通と陸上交通の連携強化
・江田島市公共交通協議会での協議に加えて海上分科会と陸上分科会（あるのであれば）など事業者間での協議の場を設けるべき。（協議会のみでは大雑把であり、事業者間での協議も必要。）
・公共交通の利用促進イベント等の共同実施には、事業主体として市商工観光課、観光協会や商工会、旅

客船協会等との連携も必要では。

P32　事業②路線バス（幹線・支線）系統やダイヤの見直し
・市役所本庁等の移転、病院移転、中町港での乗り継ぎ改善も考慮して、循環バス等の検討を入れてみてはどうか。（総合計画策定時の市民ワークショップでも具体的な改善要望として出ており、ダイヤの見直しについて具体例を入れるべき。）
　中町港―鹿川―市役所―柿浦―ゆめタウン―中町港の外回り・内回り
　※2 本に 1 本は「大君経由」など
・三高港と中町港の連携を視野に美能→三高港→高田港→中町港のシャトル便（支線）。中町港で循環バスに接続など。

P32　事業③　おれんじ号の利便性向上
・事業②にも関連するが、市内の通院の場合、医療関係との意見交換も必要ではないか。

P34 事業①　運賃負担感の軽減策の検討
・ニーズ調査をして、航路・バスの定期券一元化（乗継割引も関係）
・共通乗車船券の発行
・観光客等のためのバスと船を連動した 1 日乗船券等

P34　事業②IC カードの導入
・前計画（江田島市地域公共交通総合連携計画）の施策 5 で、何処まで掘り下げた調査をしたか。

P36 事業①公共交通を活用した観光ルートの開発
・事業概要の具体的なイメージ図を挿入してはどうか。宮島、広島港、呉港および市内港とバス（観光タクシーも含めて）の観光ルートモデルなど

P38　1事業の検討と決定
・事業の実施可否及び具体策の策定をどのように行うのか、また、どのような組織で検討していくのか。公共交通協議会事務局が事務局案を提示して公共交通協議会で協議するということか。
・「各事業の関係事業者及び関係者」という表記があいまい。P30（1 施策の体系図と事業の実施スケジュール）の計画の目標における各事業の「実施主体」が、ここでいう「関係事業者及び関係者」ということか。

P38　（1）評価・検証の仕組み
・数値指標と目標値を設定されたものについては、①毎年度評価するもの、②数年に1回評価するものに分けられると考えられるが、この度は①の毎年度評価するという理解でよいか。
・モニタリング・評価スケジュールのイメージ図を挿入できないか。
・PDCA サイクルの説明をするだけでなく、計画期間中及び終了時における評価の次期や手法、協議会の開催予定等について計画的で具体的に示すべき。地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計

画作成のための手引き(国土交通省:平成27年10月)には、計画の達成状況の評価について、記載を検討すべき事項として以下が挙げられている。

C(Check) 整理	・評価のための各種調査(交通量調査、アンケート調査等)の実施内容・実施時期 ・計画(全般)の評価の時期 ・個別事業の評価の時期 ・評価のための協議会の開催時期
A(Action)改善・見直し	・個別事業の見直しの時期 ・計画や目標値の見直しの時期(必要に応じて中間見直しを設定) ・計画や目標見直しのための協議会の開催時期

P38 (2)市民満足度アンケートによる満足度の検証及び目標値

市民アンケートは総合計画に関するものを利用し、目標1～5に関する項目を掲載して、これについて満足度を数値化するという認識でよいか。

※第2次総合計画・基本計画策定時の市民満足度は海上交通が48.9、陸上交通が48.5である。

アンケート送付先は無作為抽出であり、個人の主観による尺度で回答することが予想されます。年度ごとにバラつきがでないか懸念されます。

【その他】

〇江田島市として、「地域公共交通再編実施計画」を策定する予定はあるか。

P32 【事業②路線バス(幹線・支線)系統やダイヤの見直し】の事業概要に市庁舎等の移転により、バス路線の幹線と支線の分割や循環バス等を明記することで「地域公共交通再編事業」にならないか。

ネットワークを再編するための事業とあわせて行う事業例として、

・異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計画の改善
・乗継割引運賃の設定
・交通結節施設における乗降場の改善
・旅客の乗継に関する分かりやすい情報提供
・ICカードの導入
・バスロケーションシステムの導入

などがあり、「マスタープラン」である地域公共交通形成計画を実現するための具体的な「地域公共交通再編実施計画」が策定できるのではないか。

※いただいたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので，予めご了承ください。
※上記スペースにご意見が入りきらない場合は，複数枚使用してください。

【提出先】（郵送）〒737-2392　江田島市能美町中町4859番地9　江田島市企画振興課
（Ｅメール）kikaku@city.etajima.hiroshima.jp
（ＦＡＸ）0823－40－2072
※市役所本庁窓口，江田島支所，大柿支所，沖美支所，三高支所にも直接提出できます。